

このサービス規約は、Xplor による顧客に対する本サービスの提供に適用される。顧客は、注文書を締結することにより、注文書及び本規約（以下、総称して「**本契約**」という）の条件に拘束されることに同意する。本契約は、サービス条件その他の全ての文書に優先する。以下、Xplor と顧客を総称して「**両当事者**」といい、個別に「**当事者**」という。

1. 定義

1.1 本契約において、次の用語及び表現は、注文書に別段の定義がない限り、次の意味を有する。

- **利用規程**とは、本ソリューションに関する利用規程 (<https://www.xplortechnologies.com/us/acceptable-use-policy>。Xplor によって随時更新される) をいう。
- **追加サービス**とは、注文書に定める追加サービスをいう（該当する場合）。
- **関連会社**とは、特定の自然人又は法人に関して、決定の時点で、直接的に又は 1 以上の仲介者を通じて間接的に、当該特定の自然人又は法人を支配し、当該特定の自然人又は法人に支配され、又は当該特定の自然人又は法人と共通の支配下にあるその他の自然人又は法人をいう。
- **本契約**とは、注文書及び本規約から構成されるこの契約をいう。
- **適用データ保護法**とは、個人データの処理に適用される全ての法令及び規制をいう。これには、地方、州、連邦及び国際的なサイバーセキュリティ及び違反通知に関する法令及び規制、日本の個人情報保護法、EU 及び英国の一般データ保護規則、カリフォルニア州プライバシー法（2020 年）、バージニア州消費者データ保護法、コロラド州プライバシー法、ユタ州消費者プライバシー法、コネチカット州データプライバシー法（適用される施行された法令及び/又は随時改正される法令）が含まれるが、これらに限定されない。
- **適用法令**とは、適用される全ての法令、慣習法の原則、規則及び規制（全ての適用データ保護法を含む）をいう。
- **カードホルダーデータ**とは、顧客及び/又はエンドユーザーが入力したクレジットカード番号、セキュリティコード、有効期限、請求先住所及び名義人をいう。
- **本変更**とは、8 条 1 項に定めるものをいう。
- **支配権の変更**とは、当該取引の直前に顧客の支配権を有していなかった者が顧客の支配権を取得する結果となる取引をいう。
- **変更要件**とは、8 条 2 項 1 号に定めるものをいう。
- **クリアランス**とは、次に必要な権利、ライセンス、許可、同意、登録及びその他のクリアランスをいう。

(a)Xplor が本サービス及び本ソリューションを提供するために必要なクリアランス、及び(b)Xplor が本契約に基づく義務に関連して顧客資料を利用するために必要な顧客資料に関するクリアランス。

- **顧客**とは、注文書に定める顧客をいう。
- **顧客資料**とは、本契約の履行に関連して利用するために、顧客（及び/又はその許可ユーザー）により又は顧客を代理して本ソリューションにアップロードされる及び/又は Xplor に提供される全ての機器、データ、情報、コンテンツ、ブランド及びその他の情報をいう。
- **顧客個人データ**とは、顧客、顧客の許可ユーザー、顧客のカスタマー及び/又はエンドユーザーに関する個人データをいう。
- **秘密情報**とは、15 条 1 項 1 号に定めるものをいう。
- **接続アカウント契約**とは、顧客又は顧客の関連会社と Stripe との間で締結され、随時更新される Stripe 接続アカウント契約をいう。該当する契約は、[https://stripe.com/\[CountryCode\]/connect/account-terms](https://stripe.com/[CountryCode]/connect/account-terms) に掲載する。[CountryCode]は、Your Connected Account（接続アカウント契約で定義される）が所在する法域を示す 2 文字のコードである。
- **支配権**とは、議決権の保有、契約その他の方法を問わず、直接又は間接に、ある者の経営及び方針を指示し、又は指示させる権能を有することをいう。
- **違反当事者**とは、14 条 1 項に定めるものをいう。
- **引渡し**とは、顧客の受領の有無を問わず、当事者間で書面により合意された引渡し場所への持参をいう。
- **派生物**とは、本ソリューション及び専有資料の修正、改良、強化、変更、適応、カスタマイズ、翻訳、更新、アップグレード又は派生物（顧客からのフィードバック又は提案に応じて作成されたものを含む）をいう。
- **早期解約料金**とは、関連する月額本料金に、初期ライセンス期間又は更新期間（該当する場合）の残存する月数を乗じた金額をいう。
- **本料金**とは、注文書若しくは本契約に定める料金又は顧客に通知される料金をいう。
- **不可抗力事由**とは、12 条 6 項に定めるものをいう。
- **サービス開始日**とは、該当する場合、注文書に定めるサービス開始日をいう。

- **ハードウェア**とは、追加サービスの一部として顧客に提供されるハードウェアをいう。
- **被補償侵害**とは、9条3項に定めるものをいう。
- **被補償当事者**とは、13条3項に定めるものをいう。
- **補償当事者**とは、13条3項に定めるものをいう。
- **本情報**とは、5条8項に定めるものをいう。
- **初期ライセンス期間**とは、注文書に定める初期ライセンス期間をいう。
- **支払不能事由**とは、当事者に関して、次の事象の1つ又は複数が発生することをいう。(a)履行期が到来した債務の支払能力がないこと、(b)ある法域の法令に基づき、当事者の清算、管理、更正、解散（支払能力のある合併、再編又は再生の目的による場合を除く）又は類似の執行手続若しくは法的手続に関する命令が下され、又は決議されること、(c)当事者の資産の全部又は重要な部分に対する管財人、管理人、保管人、清算人、後見人又は同様の役職者の選任であって、14日以内に解任されないもの又は当事者に対して申し立てられた非自発的な訴訟若しくはその他の法的手続の当該役職者の占有、(d)債権者の利益のための包括移管、(e)上記のいずれかを承認する企業行動、(f)ある法域で当事者に発生した上記(a)～(e)のいずれかに類似する事象。
- **知的財産権**とは、あらゆる性質の全世界の知的財産権をいい、次に掲げるものを含む。(a)著作権、特許権、商標権、営業権、出所識別情報、著作成果物、データベース権、意匠権、フォーマット権、発明、ノウハウ、企業秘密、技術、秘密情報、顧客リスト及びサプライヤーリスト並びにその他の専有知識及び情報（登録の有無を問わない）、(b)ソフトウェア及び技術における知的財産権、(c)上記のいずれかに関する登録申請及び全ての権利、(d)その他全ての知的財産権及びいずれかの国又は地域に存在する同等又は類似の保護形態。各事案において、その全ての期間及び再登録、更新及び延長を含む。
- **本責任**とは、全ての費用、損失、負債、義務、損害、欠陥、罰則、罰金、利息及び経費をいう。
- **ライセンス期間**とは、初期ライセンス期間及び更新期間をいう。
- **注文書**とは、両当事者により署名され、又はその他の方法で受理された注文書（形式は問わない）であって、本規約が参照されるものをいう（付属書を含む）。
- **決済サービス**とは、5条6項に定めるものをいう。
- **PCI**とは5条6項に定めるものをいう。
- **許可ユーザー**とは、顧客の従業員、スタッフ、委託先、関連会社、フランチャイジー、コンサルタント、アドバイザー、独立したコーチ又はトレーナー（及び顧客が許可したその他の許可されたエンドユーザーの категория）であって、本ソリューション機能に定める制限に従って、本ソリューションへのアクセスを許可されるものをいう。
- **個人データ**とは、本契約に従って Xplor が保管又は処理する特定可能又は識別可能な自然人に関連する情報をいう。該当する場合、個人データは、カリフォルニア州民法 1798.140(o)(1)に定める「個人情報」及び適用データ保護法に定める同様の用語を含む。
- **個人データ違反**とは、適用データ保護法が定める類似の用語（「データ違反」等）の定義に加えて、個人データの偶発的又は違法の破損、逸失、改ざん、不正開示又は個人データへのアクセスをもたらすセキュリティ違反をいう。
- **プロフェッショナルサービス**とは、注文書に定める Xplor が提供するプロフェッショナルサービスをいう。
- **専有資料**とは、Xplor が所有し、又はライセンスを供与する全ての方法、方法論、製品、プロセス、ツール、技術、発明、データベース、ノウハウ、ソフトウェア又はその他の情報（及びこれらに関連する全ての知的財産権）であって、本ソリューションに含まれ、又はその他 Xplor が本契約の履行に利用するものをいう。
- **本記録**とは、10条3項に定めるものをいう。
- **更新期間**とは、2条2項に定めるものをいう。
- **本サービス**とは、セットアップサービス、サポートサービス、追加サービス及び関連するプロフェッショナルサービスをいう。
- **本サービス上限**とは、顧客に随時書面で通知され、本ソリューション内で顧客に通知され又は注文書に定める特定の本サービスに関する Xplor の標準的なサービス上限をいう。
- **セットアップサービス**とは、3条1項に定めるものをいう。
- **本ソリューション**とは、注文書に定めるソフトウェアソリューションをいう。
- **ソリューション機能**とは、注文書に定めるソリューション機能をいう。
- **Stripe**とは、Stripe, Inc.又はその関連会社をいう。
- **サポートサービス**とは、注文書に定めるサポートサービスをいう（該当する場合）。
- **本期間**とは、2条1項に定めるものをいう。
- **解約当事者**とは、14条1項に定めるものをいう。
- **本規約**とは、注文書の付属書を含む本規約をいう。
- **第三者請求**とは、13条3項に定めるものをいう。
- **第三者サービス**とは、5条5項に定めるものをいう。
- **ユーザーコンテンツ**とは、顧客、その関連会社、許可ユーザー又はエンドユーザーが本サービスにアップロード又は投稿したフィットネス、ウェルネス、

健康その他に関連するテキスト、静止画、動画、コンタクト及び位置情報、連絡又はその他のコンテンツをいう。

- **Xplor** とは、注文書に Xplor と定める Xplor の法人をいう。
- **Xplor コンテンツ**とは、Xplor が提供するコンテンツ、資料、情報、音声、グラフィック、静止画、テキスト、動画又はその他の付随物をいう。
- **Xplor 損失**とは、5 条 9 項に定めるものをいう。
- **年度**とは、ライセンス期間中の連続する 12 か月の各期間をいう。

1.2 **者**に関する言及は、自然人、会社その他の法人、法人格なき社団、パートナーシップ、団体、政府機関、政府、国その他の組織を含む。

1.3 **個人情報取扱事業者、処理、処理者、委託事業者及び監督官庁**の用語は、適用データ保護法上の意味を有する。

1.4 注文書と本規約の条項が矛盾する場合、注文書の条項が優先される。

2. 開始及び期間

2.1 本契約は、注文書が両当事者によって署名された日（又はオンラインの場合はその他の方法で受理された日）に開始し、その条件に従って早期に終了しない限り、ライセンス期間が満了するまで継続する（以下「**本期間**」という）。

2.2 初期ライセンス期間の後、いずれかの当事者が、初期ライセンス期間又は各更新期間の満了の 60 日前までに、相手方当事者に対して書面による解約通知を行わない限り、本契約は、自動的に 12 か月間更新される（以下「**更新期間**」という）。

2.3 Xplor は、本料金改定の 1 か月前までに顧客に通知することにより、支払うべき本料金を増額する権利を有する。顧客は、改定に同意しない場合、Xplor から本料金の改定の通知を受けてから 10 日以内に書面により通知することにより、違約金なしに本契約を解約することができる。この場合、解約は、本料金の改定の効力発生日に効力を発する。そうでない場合、顧客は、本料金の改定を通知された日から 1 か月後に、これを承諾したものとみなされる。

2.4 Xplor は、第三者によって本サービスに適用される本料金（カードスキーム及び/又はインターチェンジ料金等）が増額された場合、当該変更を反映する限りにおいて、本料金に含まれる価格項目又は提供される本サービスに関して、本契約を変更することができる。

3. サービス

3.1 顧客が 6 条の条件に従い、適用される料金を支払うことを条件に、Xplor は、ライセンス期間中に利用する本ソリューションの設定及び統合（以下「**セットアップサービス**」という）を、本サービス上限（該当する場合）を上限として行う。両当事者は誠意をもって協力し、目標とする開始目標日に合意する。顧客の作為又は不作為により、セットアップサービスが開始目標日までに完了しなかった場合、Xplor は、当該日までのセットアップサービスに関連する合理的な費用を、提供した時間及び業務に基づいて顧客に請求する権利を有し、合意された実装料金は、減額なしに直ちに期限の利益を喪失する。

3.2 該当する場合、Xplor は、ライセンス期間中、本サービス上限（該当する場合）を上限として、サポートサービス及び/又は追加サービス及び/又はプロフェッショナルサービスを顧客に提供する。

3.3 Xplor は、本サービス上限（該当する場合）を上限として、次のとおりサービスを提供することに同意する。

3.3.1 専門家として、適切な技術を用い、適切な注意義務を負うこと

3.3.2 適切な資格を持ち、適切な経験のある者を利用すること

3.4 顧客は、注文書に明示的に定める場合を除き、本ソリューションが顧客のために特別に設計されたものでないことを認識する。

3.5 顧客は、本ソリューション及び本サービス（Xplor コンテンツを含む）が、アドバイザーサービス（その種類を問わない）を構成することを企図しないことを認識し、同意する。顧客は、本ソリューション及び本サービスが顧客の目的に適合し、その受領及び利用が顧客の法的義務に適合することを確認する責任を単独で負う。上記の一般性を制限することなく、Xplor が本サービスに基づき、カスタマー規約、権利放棄、ランディングページ、マーケティングフォーマットのサンプルその他のテンプレート又は提案書式（及び/又は類似のリソース）を顧客に提供する場合、顧客は、当該文書が例示目的のためにのみ提供されたものであり、顧客の単独のリスクにより利用されることを認識し、同意する。顧客は、カスタマーとの契約条件、当該文書の利用及び規制遵守及び/又は本ソリューション及び/又は本サービスを利用する事業又はその他の方法で本ソリューション及び/又は本サービスに関連する事業に関して、適切な法的助言を得ることに単独で責任を負う。

3.6 3 条 5 項の規定を制限することなく、顧客は、本サービス及び Xplor コンテンツが情報提供のみを目的としたものであることを認識し、これに同意する。本サービスに含まれる内容（Xplor コンテンツを含む）

は、専門的なヘルスケア又はウェルネスの助言、診断又は治療を代替することを意図したものではなく、これを代替するものではない。顧客は、Xplor 及びその関連会社が医療、医薬及び/又は関連する活動に従事していないこと及び全ての決定は顧客又はそのエンドユーザーの単独の責任であることを認識し、その許可ユーザー及びエンドユーザーをしてそれを認識させるものとする。Xplor は、顧客、その関連会社、許可ユーザー又はエンドユーザーが、本サービス、Xplor コンテンツ又はそれにより提供される情報を信頼した結果生じる不都合な結果又は損害に対する責任又は義務を明示的に否認する。

3.7 顧客は、本サービスが 18 歳未満の未成年者を対象としないことを認識し、同意する。顧客は、顧客が 18 歳未満の個人に本サービスへのアクセス及び利用を許可することに関連し、適用される全ての未成年者のプライバシーに関する法令及び規制の遵守（必要な全ての同意を得ることを含む）を確保する責任を単独で負うことを理解し、同意する。

3.8 3 条 7 項の規定にかかわらず、顧客は、顧客、その許可ユーザー及びエンドユーザーが、次の事項を行わないことに同意する。a)18 歳未満の未成年者に本サービスを差し向け、若しくはターゲットとすること又はその他の 18 歳未満の未成年者に差し向けられ、若しくはターゲットとされたと解釈される可能性のあるコンテンツを利用して本サービスを販売すること、b)本サービスに関連して又は本サービスを通じて、18 歳未満の未成年者から故意に情報を収集すること。ただし、適用される全てのデータ保護法及びその他の適用法令に従い、当該未成年者の親又は後見人から具体的な同意を得た場合は、この限りではない。

3.9 Xplor は、Xplor の単独の裁量により、無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスを顧客に無料で提供することができる。本契約は、無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスを顧客が利用する場合に適用される。無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスは、いかなる種類の保証もなく、「現状有姿」で提供される。Xplor は、顧客が無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスを利用又はアクセスした場合、データ又は顧客資料について責任（その保持又は返却の責任を含む）を負わない。Xplor は、予告の有無にかかわらず、いつでも無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスの利用を中止又は停止することができ、それ以上の義務又は責任を負わない。無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスは、Xplor の単独の裁量により、事前に顧客に通知した上で、有料のサブスクリプションに変更することができる。当該通知により、無料版、トライアル版又はベータ版の本サービスを継

続して利用する顧客の権利は、通知で指定された効力発生日又は有料のサブスクリプションへの変更のいずれか早い方の日に消滅する。

3.10 顧客は、その本ソリューション及び本サービスの購入が、将来の機能若しくは性能の提供を条件としないこと又は将来の機能若しくは性能に関する Xplor による口頭又は書面の公表に依拠しないことに同意する。

3.11 Xplor は、次に掲げる場合、本ソリューション又は本サービスの提供を中止又は一時的に停止することができる。(a)計画的なダウンタイムの期間中、(b)不可抗力事由（12 条 6 項に記載）に関連する場合、(c)顧客のアカウントに関連して悪意のあるソフトウェアが利用されていると合理的に判断される場合、(d)顧客のアカウントの利用が詐欺若しくはハッキングによるものであり、又は悪意のある目的に利用されていると合理的に判断される場合、(e)本ソリューション又は本サービスの顧客又はエンドユーザーの権利を保護するために必要であると合理的に判断される場合。

3.12 本契約の他の規定にかかわらず、Xplor は、単独の裁量により、顧客が利用している製品、ソフトウェア、本ソリューション又は本サービスを随時撤廃又は廃止することができ、Xplor は、実務的に可能である場合、顧客に対してそれに関する合理的な事前通知をする。

4. ハードウェア

4.1 Xplor は、追加サービスに従って顧客に提供されるハードウェアが、(a)全ての重要な点で、注文書上で合意された記載に準拠し、(b)注文書に記載の意図された目的に適合することに同意する。

4.2 追加サービスに、顧客が永続的に保持するためのハードウェアの提供が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。

4.2.1 ハードウェアの危険負担は、引渡し時に顧客に移転する。

4.2.2 ハードウェアの所有権は、Xplor が対応する本料金の全額を受領した時に、顧客に移転する。

4.2.3 ハードウェアの所有権が顧客に移転するまでの間の取扱いは、次のとおりとする。

(a) 顧客は、ハードウェアを顧客が所有する他の全ての商品と区別して保管し、Xplor の所有物であることを容易に識別できるようにする。

(b) 顧客は、ハードウェアの又はハードウェアに関連する Xplor 又はその関連会社の

標章又は包装を除去、毀損又は不明瞭にしない。

- (c) 顧客は、ハードウェアを十分な状態に維持し、信頼できる保険会社により全てのリスクに対してその全額の保険を付保する。
- (d) 顧客が本契約に基づく支払義務に違反した場合、Xplor は、顧客にハードウェアの返還を要求することができ、要求から 5 日以内に顧客が返還に応じない場合、ハードウェアを回収するためにハードウェアが保管されている施設に立ち入ることができる。

4.3 両当事者は、指定された引渡し日は見通しであることを認識し、これに同意する。Xplor は、当該引渡し日を遵守するために合理的な努力を払い、発生した変更について合理的な範囲で顧客に最新の情報を提供する。両当事者は、Xplor が適切と判断する場合、ハードウェアを分割して引渡す権利があることを認識する。顧客は、顧客がハードウェアの引渡しを受領しなかったことに起因する全ての費用及び経費を Xplor に支払う。

5. プラットフォームへのアクセス

5.1 顧客が本契約に基づく義務を遵守することを条件として、Xplor は顧客に対し、許可ユーザーによるソリューション機能の利用のみを目的として、本ソリューションにアクセスする非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスをライセンス期間中許諾する。

5.2 Xplor は、各許可ユーザーが固有のユーザー名とパスワードを作成することを条件として、本ソリューションへのアクセスを許可ユーザーに提供する。顧客は、許可ユーザーがユーザー名及びパスワードを常に安全に、秘密として管理することを確保する責任を負い、現実の不正開示があった場合又はその疑いがある場合は、速やかに Xplor に通知する。顧客は、全ての許可ユーザーの詳細を、合理的な範囲で事前に書面で Xplor に通知する。

5.3 顧客は、次の義務を負う。

5.3.1 利用規程を遵守し、許可ユーザーをしてこれを遵守させること。

5.3.2 顧客の 5 条 3 項 1 号の違反に起因して Xplor 及びその関連会社に生じる全ての本責任について、補償し、防御し、損害を与えないこと。

5.4 Xplor の他の権利又は救済手段を制限することなく、Xplor は、顧客及び/又は許可ユーザー及び/又は他のエンドユーザーが利用規程及び/又は本契約の他の条件に違反していることを Xplor が知り、又はそれが合理的に疑われる場合、責任を負うことなく本ソリューシ

ョンへのアクセスを停止する（責任を負うことなく、許可ユーザー又は顧客の他のエンドユーザーを排除又は削除することを含む）権利を留保する。顧客は、本項に基づくアクセス停止期間中も、本料金の支払義務を負う。

5.5 Xplor 又は第三者は、第三者のコンテンツ、データ、ソフトウェア又はその他の機能を、本ソリューションを通じて若しくは本ソリューションとともに利用するために又はその他本サービスの利用に関連して、利用可能な状態に置くことができる（以下「**第三者サービス**」という）。第三者サービスは、本サービス又はソリューション機能の一部ではなく、Xplor は、第三者サービス又はその他の Xplor 以外の製品又はサービスに関して、それらが関連会社によって提供されているかどうか、本ソリューションと互換性があるかどうか又は Xplor によって「推奨」又は「承認」の指定がされているかどうかを問わず、いかなる種類の保証も行わない。顧客による第三者サービスの調達、アクセス又は利用及び顧客と当該第三者サービスのプロバイダー間のデータ交換は、顧客と当該プロバイダーの間でのみ行われる。本契約の制限を損なうことなく、顧客が本ソリューション又は本サービスと共に利用するために第三者サービスを有効化し、又はインストールする場合、顧客は、Xplor が第三者サービスと本ソリューションの相互運用に必要な顧客データ（顧客個人データを含む）へのアクセスを第三者サービスのプロバイダーに許可する場合があることに同意（及び同意する権利、権能及び権限を有することを確認）し、Xplor は、かかるアクセスに起因するデータの開示、変更又は削除について責任を負わない。Xplor は、本ソリューション又は本サービスを通じて利用できる第三者サービスへのアクセスを、予告なく、理由（プロバイダーが第三者サービスを停止した場合を含む）の如何を問わず、制限し、又は無効にすることができる。顧客による第三者サービスの利用についての取扱いは、次のとおりとする。

5.5.1 顧客による第三者サービスの利用は、全面的に顧客の危険負担により行われ、Xplor は、これに関していかなる責任も負わない。

5.5.2 顧客による第三者サービスの利用は、当該第三者サービスに適用される追加の条件及びポリシー（当該第三者サービスのプロバイダーのサービス規約又はプライバシーポリシー等）の対象となる場合がある。

5.6 **決済サービス**。Xplor は、本ソリューションを通じて支払を処理する機能（以下「**決済サービス**」という）を提供する。決済サービスは、Xplor の第三者決済プロセッサパートナーによって提供され、本契約に基づく全ての目的において第三者サービスとみなされ

る。顧客が決済サービスを調達する場合、顧客と第三者決済プロセッサとの間で締結される個別の加盟店契約が適用される。顧客が決済サービスを利用する場合、顧客は、当該決済サービスを利用する間、常に、適用される加盟店契約の条件及び適用される全てのカードネットワークの規則、ポリシー、法令及び規制を遵守することに同意する。また、顧客は、ユーザーからクレジットカード情報を収集、アクセス、保存、処理又はその他の方法で利用する場合、ペイメントカード業界データセキュリティ基準（以下「PCI」という）の関連部分及び適用データ保護法を遵守することに同意する。

- 5.7 顧客が決済サービスに関して Stripe と接続アカウント契約を締結する範囲において、顧客は、Xplor が顧客の接続アカウント（顧客の Stripe との接続アカウント契約に定義される）に関して特定の活動を行い、取引及び払戻し、アカウント残高の調整、紛争処理（チャージバックを含む）に関する情報を伝達するために、顧客個人データを含む特定のデータを Stripe と共有すること並びに顧客に代わって顧客の接続アカウントを管理するために必要なその他の措置を講じることを承認する。
- 5.8 顧客は、Xplor 及び/又は Stripe に提供された接続アカウントに関する情報（以下「本情報」という）の正確性及び完全性に責任を負い、顧客は本契約の期間中、本情報の正確性を維持する責任を負う。顧客は、正確な本情報の提供及び維持の不履行の結果発生する Xplor 又はその関連会社に対する第三者からの請求に対して、Xplor 及びその関連会社を補償し、防御し、損害を与えないことに同意する。
- 5.9 顧客は、顧客の接続アカウントに関する活動（取引、チャージバック、払戻し、取消し又は罰金を含むがこれらに限定されない）により Stripe が損失を被り、Stripe が当該接続アカウントから直接支払いを受けべき金額を回収できない場合、Stripe が Xplor 又はその関連会社のアカウントから当該金額を控除し、又は Xplor 又はその関連会社が当該金額に関して Stripe を補償し、支払うことを要求することを認識する（以下「Xplor 損失」という）。したがって、顧客は、顧客の接続アカウントでの活動の結果、Xplor 又はその関連会社に生じる Xplor 損失について、Xplor 及びその関連会社を補償し、防御し、損害を与えないものとする。顧客は、Xplor が Stripe に対し、顧客に支払う金額から Xplor 損失を控除し、控除した金額を Xplor に支払うよう指示することに同意し、その権限を付与する。
- 5.10 決済サービスには、顧客がカスタマーから定期的な支払い又はサブスクリプションの支払いを受けるための機能が含まれる場合がある。顧客が決済サービスを利用して定期的取引又はサブスクリプション取引を送信

する場合、顧客は、適用法令及びカードスキームの規則を遵守すること（最初の取引を送信する前に、継続的に請求されることをカスタマーに明確に通知し、定期的な請求又はサブスクリプションの解除又は取消しをする方法を説明することを含む）に同意する。

- 5.11 Xplor は、顧客の合理的な要請により、チャージバックに関する Stripe との紛争について顧客を支援する場合がある。顧客は、Xplor 又は Stripe がチャージバック又は紛争の有効性を調査する義務を負わないこと及びチャージバックの有効性及び範囲に関する Xplor 及び/又は Stripe による決定又は判断が、最終的かつ拘束力を有することを認識する。いかなる場合においても、Xplor は、チャージバック、チャージバック費用又はそれらに関連する料金に関する支払いに責任を負わない。顧客は、Xplor がチャージバックのために料金又は費用を請求された場合、その料金又は費用について全ての責任を負い、Xplor に支払うものとし、かかる料金又は費用は Xplor 損失の定義に含まれる。
- 5.12 Xplor は、単独の裁量により、Stripe が顧客に代わって保有する金額の支払いを、i)顧客の Xplor に対する本責任（本料金又はその他の所定控除を含む）が免除されるまで、又は ii)合理的に予想される所定控除に関して及び/又はそれに対して、保留、相殺及び/又は延期するよう、Stripe に指示することができる。Xplor が、5 条 12 項に基づき Stripe に支払の保留、相殺又は延期を指示した場合、Xplor は、適用法令で許可される範囲において、顧客に通知し、その理由を提供するよう努める。顧客は、Xplor の指示により保留、相殺又は延期された金額の処分、請求又はその他の方法による処理を試みないものとする。
- 5.13 Xplor は、Stripe による決済後又は（該当する場合）Xplor 及び/又は Stripe が発動した保留又は延期期間の満了時に、Stripe に対し、顧客に支払うべき決済資金の価額（所定控除の額及び/又は 7 条 7 項に基づく相殺の額を控除した額）を速やかに送金するよう指示する。当該所定控除は、資金送金時に直ちに Xplor に支払われるものとする。

5 条 12 項及び 5 条 13 項において、「所定控除」とは、適用法令により要求される税額控除、全ての本料金、適用される第三者銀行又は決済サービスプロバイダーの費用、本契約若しくは顧客の接続アカウント契約に基づき又はこれらに関連して Xplor に支払うべき金額及び顧客については顧客がフランチャイザー若しくは MFE に支払うべきロイヤルティ又はその他の支払い（フランチャイザー又は MFE から Xplor に対する指示による）並びに上記に関連する手数料、費用又は料金をいう。

6. 顧客の義務

- 6.1 顧客は、次の義務を負う。
- 6.1.1 Xplor が本契約に基づく義務を履行するために合理的に必要とする顧客資料を提供すること（Xplor が、適用法令に従ってマネーロンダリング防止及び制裁を遵守するために必要とみなす全ての情報を提供することを含む）。Xplor の本契約に基づく義務は、Xplor が顧客に関して必要なマネーロンダリング防止、テロ資金対策その他適用される顧客デューデリジェンスチェックを全て十分に（Xplor が単独の裁量で決定する）完了することを条件とする。Xplor は、かかるデューデリジェンスチェックが適切に（Xplor の単独の裁量により）完了しない場合、顧客に書面で通知した上で、直ちに本契約を解約することができる。
- 6.1.2 全ての顧客資料を、Xplor が合理的に要求する期間、形式及び方法により Xplor に提供すること。
- 6.1.3 必要なクリアランスを全て取得すること。
- 6.1.4 Xplor に全面的に協力し、Xplor が本契約の履行において合理的に必要とする情報、アクセス及び支援を提供すること。
- 6.1.5 Xplor が随時顧客に通知する依拠事項（ユーザーの IT 機器、ネットワークアクセス、その他 Xplor の管理下でない事項の最低限の技術要件を含む）に顧客が適合することを確保すること。
- 6.1.6 注文書に記載された顧客の追加義務及び責任を遵守すること。
- 6.1.7 全ての適用法令（適用データ保護法を含むがこれに限定されない）に従い、本契約に基づく義務を遂行し、本ソリューションにアクセスし利用すること。
- 6.2 顧客は、エンドユーザーとの契約に、最低でも本規約と同程度の制限のある適切な条件を含めるものとする。本契約の期間中、顧客及びその関連会社は、許可ユーザー及びエンドユーザーがこれらの規約の関連条項を遵守することを保証する。顧客は、許可ユーザー及びエンドユーザーとの関係及び契約について単独で責任を負い、Xplor はいかなる責任又は義務も負わない。本契約において、顧客による本サービスへのアクセス又は利用は、該当する場合、許可ユーザー又はその他のエンドユーザーによるアクセス又は利用を含む。
- 6.3 顧客は、ユーザーコンテンツの投稿により、顧客又はその許可ユーザーが当該ユーザーコンテンツに対してプライバシーを期待しないことを理解する。全てのユーザーコンテンツは、利用規程に従う。

- 6.4 顧客は、個人データの収集、利用、共有、通知、同意及び管理が全ての適用データ保護法に準拠していることを確保する。顧客は、単独で、顧客又はその関連会社によるカードホルダーデータの取扱いに起因する責任を負う。
- 6.5 顧客、その許可ユーザー及びエンドユーザーとの間において、顧客は、本ソリューション及び/又は本サービスにアップロードされたユーザーコンテンツ又はその他の顧客資料の所有権に関する紛争が、顧客、許可ユーザー及びエンドユーザー又は第三者のライセンサーとの間で発生したものであって、Xplor 及びその関連会社がこれに関する責任又は義務を負わないことを認識する。顧客は、全ての顧客資料及びユーザーコンテンツに、顧客が単独で責任を負うことを認識し、これに同意する。いかなる状況においても、Xplor は、顧客資料若しくはユーザーコンテンツ（コンテンツの誤謬、不正確性、不正使用、流出、逸失及び/又は毀損を含むが、これらに限定されない）又はその結果生じるいかなる種類の責任、請求、訴訟、悪影響、費用、判決、訴訟手続、経費（弁護士報酬及び費用を含む）又は損害について責任を負わない。

7. 料金

- 7.1 Xplor は、注文書に記載された支払いスケジュールに従い、本料金の請求を行い、顧客はこれを支払う。
- 7.2 顧客から Xplor への支払いは、請求書に明記された銀行口座への銀行振込又は Xplor が書面で同意したその他の方法により行う。顧客がクレジットカードによる支払いを承認した場合、顧客は、Xplor に該当する支払いを処理する許可を与えるものとする。顧客は、顧客の銀行又はクレジットカード発行会社が理由の如何を問わず Xplor への支払いを拒否した場合、Xplor が負担する全ての本料金、履行期が到来している費用及び追加費用を速やかに支払うことに同意する。
- 7.3 その他の Xplor の権利又は救済手段を制限することなく、顧客が本料金の一部を履行期までに支払わなかった場合の取扱いは、次のとおりとする。
- 7.3.1 顧客は、未払い残高に対し年利 14.6%の割合で遅延損害金を支払う。遅延損害金は、判断の前後を問わず、履行期から遅延損害金の実際の支払いまで日割りで発生する。顧客は、未払金額とともに遅延損害金を支払う。
- 7.3.2 Xplor は、未払金が支払われるまで、責任を負うことなく本契約に基づく義務の履行を停止する権利を有する。
- 7.3.3 顧客は、Xplor が未払金の回収に要した一切の回収費用を、未払金とともに Xplor に支払う。
- 7.4 本契約において、支払うべき全ての金額は、適用される付加価値税その他の売上税を除いて記載され、付加

価値税その他の売上税は、有効な税率により、顧客が追加で支払う。

7.5 顧客は、支払いが誤って処理されたと考える場合、支払日から 30 日以内に、誤りの内容及び異議のある金額を明記し、Xplor に対して書面により通知する。30 日以内に Xplor が通知を受領しない場合、支払いは最終的なものとみなされる。

7.6 顧客から Xplor への支払いは、適用法令により要求される場合を除き、控除又は源泉徴収をせずに行われる。適用法令により控除又は源泉徴収が要求される場合、顧客は、Xplor が受領し、保持する正味の金額が、当該控除又は源泉徴収がなければ受領したであろう金額と同額となるように要求される追加金額を支払う。

8. 支配権の変更

8.1 8 条 4 項を条件として、各当事者は、本サービスの範囲又は実行の変更を希望する場合、要求する変更（以下「本変更」という）の詳細を書面により相手方当事者に提出する。

8.2 各当事者が本変更を要求した場合、Xplor は、合理的な期間内に、次のいずれかの事項を行う。

8.2.1 次の事項の詳細を書面により顧客に提供する（以下総称して「**変更要件**」という）。

- (a) 本変更をするために必要と思われる時間
- (b) 本変更から生じる必要な本料金の改定
- (c) 本変更が本契約に与えるその他の影響

8.2.2 本変更が合理的に実行不可能であることを顧客に通知する。

8.3 8 条 2 項 1 号に基づく本変更について、顧客が Xplor に書面で通知した場合、本変更の実施は、16 条 9 項に従って変更要件に合意することを条件とする。

8.4 当事者は、Xplor が、ソリューション機能の重大な低下をもたらす変更（ただし、当該変更が適用法令により要求される場合を除く）を除き、自らの裁量で、自らの費用により本ソリューションの更新、アップグレード又は修正をする権利を有することを認識し、合意する。本契約により、Xplor は、ソリューション機能に含まれない本ソリューションの新たな機能又は性能を顧客に提供する義務を負わない。

8.5 Xplor は、次のとおり変更をすることができる。

8.5.1 顧客に 2 か月前までに書面により通知することにより、本規約の条項を変更することができる。

8.5.2 適用法令のうち、本サービス又は本ソリューションに影響を与えるものが改正された場合、顧客に事前に書面により通知することにより、本契約の条項を随時変更することが

きる。ただし、当該改正に準拠するために必要な範囲に限る。

いずれの場合も、当該変更は、16 条 2 項に定めるとおり、Xplor のウェブサイト上で入手可能な資料を参照することにより、通知される。

8.6 8 条 5 項 1 号による変更が顧客に重大な悪影響を及ぼす場合、顧客は、合理的な期間内に、当該重大な悪影響を速やかに Xplor に通知する。この場合、顧客と Xplor は、顧客への変更の影響を軽減するために誠意をもって協力する。変更によって生じる重大な悪影響を軽減することができないと両当事者が判断した場合、顧客は、1 か月前までに Xplor に書面により通知することにより、変更通知の満了をもって本契約を解約する権利を有する。顧客が本項に従って解約する場合、Xplor は、解約日以降の期間に起因する前払いの本料金を顧客に返金する。

9. 知的財産権

9.1 顧客は、Xplor 及びその関連会社に対し、本契約に基づく義務を履行することのみを目的として、本期間中、顧客資料（及びそれに含まれる知的財産）を利用するためのライセンスを許諾し、許諾する権利を有する（及び継続して有する）ことを保証する。当該ライセンスは、ロイヤリティフリー、全額支払い済み、世界的、非独占的及びサブライセンス可能なものとする。

9.2 顧客は、次の事項に起因又は関連して Xplor 及びその関連会社に生じる全ての責任から、Xplor 及びその関連会社を補償し、防御し、損害を与えないことに同意する。(a)顧客による必要な全てのクリアランスの不取得、及び/又は、(b)本契約に基づく顧客資料の利用が第三者の権利（知的財産権を含む）を侵害した旨の請求。

9.3 9 条 4 項に従い、Xplor は、本契約に基づく本ソリューションの利用（顧客資料を除く）が第三者の知的財産権を侵害する旨の請求に起因又は関連して顧客に生じる全ての本責任（以下「**被補償侵害**」という）から顧客を免責し、防御し、損害を与えないことに同意する。

9.4 いかなる場合も、Xplor、Xplor の従業員、代理人及び再委託先は、主張される侵害が次の事項に基づく場合、顧客に対して責任を負わない。

9.4.1 顧客からの具体的な要求により、オーダーメイド又はカスタマイズされた機能

9.4.2 顧客又は顧客の指示の下若しくは顧客を代理して行為する者による本ソリューションの変更

9.4.3 Xplor から与えられた指示（利用規程を含む）に反する顧客の本ソリューションの利用

- 9.4.4 現実の侵害又はその疑いの申立てを受け、又はそれを認識した後の顧客の本ソリューションの利用
- 9.5 Xplor は、被補償侵害の危険性があると判断した場合、責任を負うことなく次の事項を行うことができる。(a)ソリューション機能を実質的に同等の機能又は代替機能（該当する場合）であって侵害しないものに置換又は変更すること、(b)本ソリューションの利用を継続する権利を顧客のために取得すること又は、(c)本契約を解約し、解約日以降の期間に起因する前払いの本料金を顧客に返金する（書面による別段の合意がない限り、時間割りで計算する）。
- 9.6 顧客は、次の事項を認識し、同意する。
- 9.6.1 当事者間において、本ソリューション及び専有資料に関する全ての権利、権原及び利益（全ての知的財産権を含む）は、派生物を含め、常に Xplor（又はそのライセンサー）に帰属する。
- 9.6.2 派生物に対する権利が適用法令の効果により顧客に帰属する限りにおいて、顧客は、当該派生物に対する権利、権原及び利益の全てを Xplor に譲渡する。
- 9.6.3 本契約に基づき顧客に明示的に付与されていない本ソリューション及び専有資料の権利は、Xplor に留保され、Xplor が明示的に許可していない利用は禁止される。
- 9.7 Xplor は、Xplor のサービスに関連する販促資料又は企業資料において、顧客の氏名又は名称、商標又はサービスマークを合理的に利用し、これに言及する権利を有する。
- 9.8 各当事者は、9 条の規定を有効にするために、相手方当事者が、本期間中又は本契約の終了若しくは満了後、合理的に必要とする文書を締結し、及び/又は必要な行為を行うことに同意する。
10. **データ保護**
- 10.1 顧客は、本契約に基づき顧客が Xplor に提供し又はアクセスを許可した全ての個人データの個人情報取扱事業者であり、継続してあり続けるものとする。Xplor が顧客個人データの処理をする場合、Xplor は（適用データ保護法に定める）委託事業者とみなされる。Xplor は、(i)顧客の指示に従い、(ii)本契約の業務目的を遂行するための必要に応じ、(iii)その他顧客の書面による承認に応じ、及び/又は(iv)適用データ保護法に基づき許可又は要求された場合に、顧客に代わって、顧客個人データを収集し、処理をする。Xplor は、次の事項を行う。
- 10.1.1 本サービスの履行において個人データを処理する権限を付与された者に対し、守秘義務を負うことを確約させること
- 10.1.2 顧客のために本契約で指定された本サービスを提供する目的のため又は適用データ保護法によって許可される場合にのみ、個人データを収集、利用、転送、保持又は開示すること
- 10.1.3 顧客に対する本サービスの提供以外の目的（商業目的を含む）のため及び/又は本契約で許可されている場合を除き、個人データを利用、保持、転送又は開示しないこと。ただし、(i)本サービスの改善に限定した内部利用のみ、及び(ii)セキュリティインシデントの検出、詐欺行為又は違法行為からの保護のためにする場合は、この限りではない。
- 10.1.4 本契約の満了又は本サービスの終了後、本契約により許可される場合又は適用データ保護法により要求される場合を除き、顧客個人データの処理をしないこと
- 10.1.5 適用データ保護法及び/又は本契約で許可される場合を除き、個人データを第三者に「販売」又は「共有」（当該用語は適用データ保護法に定義される）せず、顧客からの個人データを Xplor と利用者の相互作用から収集した個人データと結合しないこと
- 10.1.6 Xplor が個人データの処理を（10 条 5 項に基づき）委託した再委託先が 10 条 1 項と同様の条件に拘束されることを保証すること
- 10.1.7 顧客個人データを日本国外に移転しないこと。ただし、顧客個人データが保護されるよう適切な保護措置が講じられている場合又は適切性決定を受けた地域への移転である場合は、この限りではない。
- 10.1.8 Xplor の処理の性質及び Xplor が入手可能な情報を考慮し、適用データ保護法に基づく顧客の義務を遵守し、顧客に合理的な支援を提供すること
- 10.1.9 合理的に実行可能な範囲で、本契約の満了又は終了後、顧客からの合理的な要求及び通知があった場合、全ての顧客個人データを速やかに返却又は破棄すること。ただし、適用法令により Xplor がこれを行うことができない場合は、この限りではない。
- 10.1.10 顧客個人データに関連する個人データ違反が発覚した後、合理的に可能な限り速やかに顧客に通知すること
- 10.1.11 顧客個人データの不正又は違法な処理及び個人データ違反、偶発的な破損若しくは毀損又は顧客個人データへの損害に対して、適切か

つ合理的な技術的対策及び組織的対策を講じること

- 10.1.12 Xplor が本契約に基づく義務を果たすことができないと判断した場合、合理的な範囲で速やかに顧客に通知し、顧客に、個人データの不正利用を停止し、是正するための合理的かつ適切な措置を講じる権利を認めること
- 10.2 Xplor が（監督当局又は個人データを所有する本人から、その権利に関する）苦情、通知、要求又は連絡を受けた場合、Xplor は顧客に通知し、顧客が Xplor の支援がなければ苦情、通知、要求又は連絡に対応できない場合にのみ、当該苦情、通知、要求又は連絡に対応するために合理的な協力及び支援を顧客に提供する。
- 10.3 Xplor は、適用データ保護法により要求される顧客個人データの処理に関する記録（電磁的記録又は紙媒体による記録を問わない。以下「本記録」という）を通常の事務所に保管する。
- 10.4 顧客は、合理的な通知により、Xplor が 10 条に基づく義務を履行していることを証明するために必要な情報を要求することができる。
- 10.5 顧客は、Xplor が本契約に基づき本サービスを提供するにあたり、個人データの処理のために再委託先を任命する一般的権限を付与する。Xplor は、合理的な要求に応じて、現在の再委託先のリストを顧客に提供し、再委託先の追加又は交代に関する意図的な変更のうち、顧客が異議を述べる権利があるものについて、顧客に通知する。両当事者は、異議を解決するために誠実に行動することに合意する。Xplor は、各再委託先との間で、本契約に定める Xplor の義務と実質的に同様の義務を課す書面による契約を締結する。
- 10.6 顧客は、次の事項を保証し、約する。
- 10.6.1 適用データ保護法に基づく全ての義務を遵守すること
- 10.6.2 本契約に基づく、顧客による顧客個人データの開示及び Xplor による顧客個人データの処理は、適用データ保護法を遵守すること
- 10.6.3 Xplor が顧客個人データの処理をするための適切な法的根拠を特定すること
- 10.6.4 Xplor（及び関連する場合 Stripe）による顧客個人データの処理及び外国への移転について、個人データの本人に通知し、必要な同意を得たこと
- 10.6.5 該当する場合、承諾されていない電子ダイレクトマーケティングコミュニケーションの送信を許可するために、適用データ保護法に従って個人データの所有者の具体的な同意を得たこと
- 10.7 本条又は本契約のその他の規定にかかわらず、顧客は、Xplor が顧客個人データを集計及び/又は匿名化

し、集計及び/又は匿名化されたデータを、本期間中及び本期間の後に Xplor の事業目的（Xplor の製品及びサービス及び/又は Xplor のパートナーの補完的な製品及びサービスの提供、改善、開発を含むがこれらに限定されない）のために利用する権利を有することを認識し、これに同意する。

- 10.8 顧客は、本契約（注文書を含む）が個人データの処理に関する Xplor に対する完全かつ最終的な指示であることに同意する。
- 10.9 顧客は、Xplor が顧客個人データを含む情報を監督当局、法執行機関又は規制当局に開示する可能性があることを認識する。
- 10.10 本条又は本契約のその他の規定にかかわらず、顧客は、Xplor が顧客から収集した個人データを利用して、電子メールで顧客と連絡を取り、Xplor の限定オファー及びプロモーション、Xplor の第三者パートナーの限定オファー及びプロモーションに関する情報を顧客に送信することができることを認識し、同意する。顧客は、Xplor に連絡し、又は電子メールに記載される「配信停止」ボタンをクリックすることにより、いつでも Xplor からのプロモーションメールの受信を停止することができる。Xplor への連絡方法及び Xplor のプライバシー慣行に関する追加情報は、Xplor グループのプライバシー通知（次のリンクから入手可能：<https://www.Xplortechnologies.com/us/privacy-notice>）に掲載する。Xplor の第三者パートナーのプライバシー慣行に関する追加情報は、電子メール本文に含まれるリンクをクリックし、特定されたパートナーのウェブサイトに移動することにより確認する。
11. **表明保証**
- 11.1 Xplor は顧客に対し、次の事項を表明保証する。i) Xplor が本契約の締結、交付及び履行をする資格、権限及び権限を有すること、ii) 本契約は、その条項に従い、Xplor に対して有効かつ拘束力のある義務を構成すること、iii) 本契約は、第三契約者の権利の違反、不履行又は侵害を構成しないこと、iv) Xplor が支払能力及び信用力を有し、破産しておらず、破産手続が係属しておらず、その恐れもないこと、v) Xplor の本サービスが専門的な方法により履行され、Xplor の従業員が、同種の業務に合理的に期待される、認められた業界標準と一致する程度の注意義務、技術及び能力をもって行動すること。
- 11.2 顧客は Xplor に対して、次の事項を表明保証する。i) 顧客が本契約の締結、交付及び履行する資格、権限及び権限を有すること、ii) 本契約は、その条項に従い、顧客に対して有効かつ拘束力のある義務を構成すること、iii) 本契約は、第三契約者の権利の違反、不履行又は侵害を構成しないこと、iv) 顧客が支払能力及び信用

力を有し、破産しておらず、破産手続が係属しておらず、その恐れもないこと、v)本契約に基づき Xplor に提供された又は提供される全ての情報が真実かつ正確であること。

12. 責任

- 12.1 本契約は、次の事項に関する各当事者の責任を除外又は制限しない。(a)当事者の過失による生命又は身体の侵害、(b)詐欺（詐欺的不実表示を含む）、又は(c)その他法律上除外又は制限されない責任。
- 12.2 12条1項を条件として、Xplor 及びその関連会社は、債務不履行責任、不法行為責任（過失、法定の義務違反、補償上の責任その他の責任を含む）又は本契約に関連して、次の責任を負わない。(a)特別的、付随的、懲罰的、結果的又は間接的損害、費用及び/又は経費又は、(b)逸失利益、信用の損失（又は評判に対するその他の損害）、収益の損失、事業の損失、契約の損失、予想される留保利益の損失、事業の中断、機会損失、投機の損失又はデータの損失若しくは破損。いずれの場合においても、当事者が当該損失の発生する可能性を認識していた場合を含む。
- 12.3 12条1項を条件として、債務不履行責任、不法行為責任（過失、法定の義務違反、補償上の責任その他の責任を含む）又は本契約に関連する請求に基づく Xplor 及びその関連会社の責任の総額は、当該請求が最初に発生した日の直前 12 か月間に支払われた本料金（消費税及び第三者の手数料を除く）に相当する金額を上限とする。
- 12.4 Xplor 及びその関連会社は、次の事項に関して責任を負わない。(a)顧客の作為又は不作為に起因する、本契約に基づく Xplor の義務の履行遅滞又は不履行、(b)Xplor 又はその関連会社が顧客の指示に従ったこと又は Xplor 又はその関連会社が受領したデータが不正確又は不完全であったことに直接的又は間接的に起因して、顧客に生じた責任。
- 12.5 顧客は、本ソリューション、ソリューション機能及び本サービスの利用が顧客の単独のリスクで行われることを明示的に認識し、同意する。本契約に明示的に規定される場合を除き、適用法令で認められる最大限の範囲で、12条1項を条件として、本ソリューション、ソリューション機能及び本サービスは「現状有姿」で提供され、いかなる種類の保証も附帯しない。Xplor 及びその関連会社は、本ソリューション、ソリューション機能及び本サービスに関して表明、保証及び条件付け（明示的なものか、又は法令、コモンロー、慣習、商慣行若しくは取引過程その他により示唆されるものかを問わない）を行わず、その全てをここに否定する。これには、商品性、品質の十分性、特定目的への適合性、正確性、平穏な享受、第三者の権利の非侵

害に関する黙示の保証及び/又は条件が含まれるが、これらに限定されない。Xplor 及びその関連会社は、本ソリューション、ソリューション機能及び/又は本サービスが顧客の要求を満たすこと、運用が中断されないこと、エラーがないこと並びに欠陥及び/又は不具合が修正されることを保証しない。

- 12.6 各当事者は、本契約に基づく義務の不履行、本サービスの低下又は遅延が、影響を受ける当事者の合理的な支配の及ばない事象又は状況（以下「**不可抗力事由**」という）の結果である場合及びその範囲において、責任を負わない。当事者の履行が不可抗力事由の影響を受け、又は受ける可能性がある場合、当該当事者は、不可抗力事由を認識した後、合理的に実行可能な限り速やかに相手方当事者に通知する。12条6項は、各当事者が相手方当事者に負う支払い義務には適用されない。

13. 補償

- 13.1 Xplor は、次の事項に起因又は関連する第三者からの損失、費用、訴訟、請求及び要求に対して、顧客及びその関連会社を防御し、損害を与えず、補償する。
- a) Xplor による第三者の知的財産権の侵害又はその疑い、及び/又は
- b) Xplor の重大な過失又は故意の違法行為
- 13.2 本契約のその他の補償義務を制限することなく、顧客は、次の事項に直接的又は間接的に起因又は関連する第三者からの損失、費用、訴訟、請求及び要求に対して、Xplor 及びその関連会社を防御し、損害を与えず、補償する。
- a) 本契約上の表明、保証又は誓約の違反
- b) 顧客による本ソリューション、ソリューション機能及び本サービスの利用に起因又は関連する第三者による Xplor に対する請求又は訴訟
- c) 顧客による第三者の知的財産権の侵害又はその疑い
- d) 顧客が保有する個人データのセキュリティ侵害、盗難又は不正アクセス、及び/又は
- e) 顧客の重大な過失又は故意の違法行為
- 13.3 当事者の補償義務を制限することなく、ある当事者（以下「**被補償当事者**」という）に対して第三者が提起した請求、要求、脅し又は訴訟手続であって、被補償当事者が本契約に基づき認められる補償の下で責任を負うことになるもの（以下「**第三者請求**」という）に関して、相手方当事者（以下「**補償当事者**」という）による補償を希望する場合の取扱いは、次のとおりとする。
- 13.3.1 被補償当事者は、合理的に実行可能な限り速やかに、第三者請求を補償当事者に通知する（合理的な詳細事項を含む）。

- 13.3.2 被補償当事者からの通知後、補償当事者が第三者請求に迅速に対処することを条件として、被補償当事者は、第三者請求に関して回答、連絡、法的措置又はその他の措置を行わない。
- 13.3.3 補償当事者は、通知により、第三者請求を進行する完全な権利を有し（ただし、補償当事者が迅速かつ被補償当事者の信用を失わせない方法でこれを行うことを条件とする）、被補償当事者は、当該第三者請求に関して被補償当事者の合理的な指示に従う。

14.3.2 全ての未払い請求書及び終了までの期間に帰属する未請求金額は、直ちに期限の利益を喪失する。

14.3.3 本契約の全ての条項は効力を失う。ただし、存続が合理的に推測できる条項又は存続するものと明示されている条項は、引き続き完全な効力を有する。

14.4 本契約の条項にかかわらず、(a)顧客が本契約を解約する場合（14条1項に従って本契約を解約する場合を除く）、又は(b)Xplor が14条1項又は14条2項に従って本契約を解約する場合であって、いずれの場合も、初期ライセンス期間又は更新期間（該当する場合）の満了前に解約をする場合、顧客は、解約時に未払いの本料金に加えて、早期解約料金を支払う。

14.5 本契約の終了又は満了は、終了又は満了の日までに発生した当事者の権利、救済措置、義務又は責任（終了又は満了の日において、又はそれ以前から存在する本契約の違反に関する損害賠償請求権を含む）に影響を与えない。

14. 終了

14.1 各当事者（以下「**解約当事者**」という）は、相手方当事者（以下「**違反当事者**」という）が、次のいずれかに該当する場合、違反当事者への書面による通知により、本契約を直ちに解約する権利を有する。

14.1.1 違反当事者が、本契約の重大な違反（重大な違反である単一の事象又は重大な違反である一連の事象）をし、当該違反が是正可能でない場合又は当該違反が是正可能である場合、違反当事者が解約当事者から当該違反を是正するよう求める書面による通知を受領してから14営業日以内に当該違反を是正しなかった場合

14.1.2 違反当事者に、支払不能事由が生じた場合

14.2 Xplor は、次のいずれかの事項に該当する場合、顧客に書面により通知することにより、直ちに本契約を解約し又は本サービスの提供を停止する権利を有する。

14.2.1 Xplor が、適用法令に基づきその義務を負う場合

14.2.2 顧客が6条1項又は7条1項に違反した場合

14.2.3 顧客がクリアランスのいずれかを失った場合

14.2.4 規制当局が顧客の事業に関して措置、声明、命令、要請、指示又は要求を行い、Xplor が本契約に基づく本サービスの提供を継続した場合、当該事業がXplor の評判又は信用に悪影響を及ぼす可能性があるとしてXplor が合理的に判断した場合

14.2.5 顧客が、その事業又は支配権の変更により、Xplor の評判を貶める可能性があるとしてXplor が合理的に判断した場合

14.3 本契約の満了時又は終了時の取扱いは、次のとおりとする。

14.3.1 本契約に基づきXplor が顧客に付与した全てのライセンスは終了し、顧客は本ソリューションへのアクセス及び/又は利用を直ちに停止する。

15. 守秘義務

15.1 15条2項、10条7項及び10条10項を条件として、本契約の期間中及び理由の如何を問わず本契約が終了した後2年間、各当事者は、相手方当事者に対して次の事項を約する。

15.1.1 当事者は、次の事項を厳格に秘密として取り扱う。(a)本契約、本サービス及び本ソリューションの内容（財務内容を含む）、(b)相手方当事者又はその関連会社の事業及び/又は業務に関連する全ての情報（企業秘密及び営業秘密、文書、報告書、メモ、アカウント、事業及びマーケティング計画、提案及び分析、会員及び市場調査情報、技術及びその他の資料、料金、レート、銀行/クレジットカードの詳細、技術及び事業ノウハウ、スタッフに関する情報、取引、契約、マーケティング、販売及び事業計画、ソフトウェアの詳細、データ処理、財務データその他機密性の高い企業情報であって、本契約に基づき又は本契約に関連して伝達される可能性のある情報を含む（以下「**秘密情報**」という））

15.1.2 当事者は、次に掲げる場合を除き、秘密情報の利用又は開示をしない。

(a) 各当事者は、適用法令、管轄裁判所、政府、証券取引所（該当する場合、上場規則に従って）又は規制当局の要求に応じて、秘密情報を開示することができる。ただし、法的に許可される範囲において、相手方当事者に当該開示

について合理的に可能な限り通知し、法的に開示が要求される秘密情報の一部のみを提出し、その他の全ての目的については、本契約に従って、当該秘密情報を秘密に維持する。

- (b) 各当事者は、次のとおり秘密情報を開示することができる。(i) 専門アドバイザーに対する開示、(ii) 本契約に基づく救済措置の行使又は本契約若しくは本契約に基づく権利の行使に関連する訴訟、措置又は法的手続に必要な場合の開示、(iii) 当該機密情報を知る必要のある従業員及び/又は委託先であって、開示前に少なくとも 15 条と同等の秘密保持義務を負う者に対する開示、又は(iv) その他両当事者が書面で合意した開示。

15.2 15 条 1 項は、受領当事者が次の事項を証明できる情報には適用されない。(a) 受領当事者の過失によらず公知である情報、(b) 受領当事者が制限のない第三者から入手した情報、(c) 受領当事者が既に独自に作成していた情報、又は(d) 適用法令、命令、判決、法令又は政府、裁判所、行政機関若しくは規制当局、委員会、その他の政府当局若しくは規制当局又は自主規制機関の規則、規制、要求若しくは調査を遵守するために開示が要求される情報。

15.3 12 条 1 項を条件として、各当事者は、契約、保証、声明、表明、取決め又は誓約（本契約に定めるものか否かを問わない）に起因又は関連して生じる不実表示について、取消し又は損害賠償の救済を受ける権利を有しない。各当事者は、本契約の定めに基づく善意又は過失による不実表示について、請求権を有しない。

15.4 顧客は、Xplor の製品、本サービス又は技術に関するアイデア、提案、改善、性能要求、コメント又はその他のコミュニケーション（以下、総称して「フィードバック」という）を Xplor に提供する義務を負わない。Xplor に提供又は伝達されたフィードバックは、任意的なものであり、顧客、その関連会社又は許可ユーザーに対する対価の支払いを要さずに、Xplor の所有物となる。フィードバックは、秘密情報とみなされない。顧客が Xplor にフィードバックを提供することを選択した場合、Xplor は、いかなる義務も負うことなく、当該フィードバックを複製、利用、開示、頒布、活用又はその他の行為をする権利を留保する。

16. 一般条項

16.1 本契約に基づき行われる通知は、全て書面により行われ、次の住所又は関連する当事者が本項に従って通知するその他の住所に宛て、手交、前払い書留郵便若し

くは特別郵便、前払い国際書留郵便又は電子メールにより送付する。当該通知は、到達した時に送付されたものとみなされる（ただし、電子メールによる通知の場合、送信者が自動配信の送信エラー通知を受信しないことを条件とする）。

Xplor

宛先：コマーシャルサポート（写しを法務部宛に送付）
住所：注文書に記載された登録上の事務所
電子メール：注文書に記載のとおり（該当する場合、legal@xplortechnologies.com を CC に加える）

顧客

宛先：顧客
住所：注文書に記載された登録上の事務所
電子メール：注文書に記載のとおり

16.2 16 条 1 項に従って行われる正式な通知に加え、両当事者は、Xplor が、ニュースレター、電子メール、SMS、テキストメッセージ又はウェブサイト上のメッセージにより、顧客の本サービスの利用及び Xplor による本サービスの提供に関して、随時顧客と連絡を取ることができることに合意する。両当事者は、Xplor が、クライアントポータル等の製品を通じて顧客と連絡を取ることができることに同意する。当該連絡は、本ソリューション及び/又は本サービスに関連する操作手順、ネットワークルールの変更又は新製品若しくは代替製品又は新サービス若しくは代替サービスの通知を含む場合がある。

16.3 顧客が電子メールアドレスを提供する場合、顧客は、Xplor がその電子メールアドレスに通知を送信ことができ、その電子メールアドレスから受信したメールが顧客からのものであり、顧客を拘束するものとして、その信頼性に依拠することができることに同意する。顧客は、顧客及び/又は顧客を代理して行為する権限を有する者のみが電子メールアドレスにアクセスでき、電子メールアドレスが安全に保管されるようにし、関連する不正利用又はセキュリティの侵害を認識した場合又はその疑いがある場合は、直ちに Xplor に連絡する。

16.4 顧客は、完全かつ正確なアカウント情報（顧客の商号、住所、電子メールアドレス、指定されたアカウント管理者の連絡先及び Xplor が要求するその他の連絡先情報を含む）を Xplor に提供する。顧客は、アカウント情報を最新の状態で保つものとし、当該情報に変更が生じた場合、速やかに Xplor に書面により通知することに同意する。

16.5 本契約のある部分が違法、無効又は執行不能であると裁判所が判断した場合、その部分は削除されたものと

みなされ、本契約の他の部分は影響を受けない。可能である場合、影響を受けた部分は、影響を受けた部分の本来の法的、経済的又は商業的目的に最も近い、有効で、適法かつ強制力のある条項により置換される。

- 16.6 顧客は、Xplor の書面による事前の同意（不当に留保又は遅延しないものとする）がある場合を除き、本契約に基づく権利又は義務を請求、譲渡、移転又はその他の方法により分割することができない。Xplor は、Xplor 又はその関連会社の合併、統合若しくは組織再編又はその資産若しくは所有権の全て又は実質的に全ての買収によって、本契約に基づく権利及び義務を関連会社又は承継人に譲渡又は移転することができる。本契約は、両当事者及びその承継人並びに許可された譲受人を拘束し、その利益のためにあり、当事者への言及は、承継人又は許可された譲受人への言及となる。
- 16.7 本契約は、両当事者間の全ての合意を含み、その主題に関連する全ての従前の取決めに取って代わる。両当事者は、本契約が、顧客の規約、発注書に添付された（又は参照により組み込まれた）条件及びインコタームズの代わりに適用されることに同意する。
- 16.8 本契約のいずれかの当事者による、ある条項の違反の放棄は、その後の当事者による当該条項の違反又は本契約のその他の条項の違反の放棄とは解釈されず、いずれかの当事者が相手方当事者の履行を要求しないことは、将来の履行若しくはその他の義務の履行を要求する権利の放棄又はその後の措置に関していずれかの当事者に不利益をもたらすものとは解釈されない。本契約の条項の遵守は、両当事者が署名した書面による相互の同意によってのみ放棄することができる。
- 16.9 8 条 5 項を条件として、本契約は、両当事者が署名（電子署名で足りる）した書面によってのみ、修正、変更、追加又はその他の変更をすることができる。
- 16.10 本契約の当事者、その承継人及び許可された譲受人並びに Xplor の関連会社以外の者は、本契約の条項を執行する権利を有しない。
- 16.11 本契約は、両当事者間のパートナーシップ、合併事業又は雇用契約を構成するものとはみなされない。
- 16.12 本契約には、作成した当事者に不利益な解釈のルールは適用されない。本契約で用いられる「含む」及びそれに類似の語句は、「含むがこれに限られない」の意味である。「又は」は、限定的なものとはみなされない。
- 16.13 注文書は、副本により締結することができる。締結された副本の注文書は、それぞれ複製された原本を構成し、全ての副本の注文書は本規約とともに 1 つの本契約を構成する。電子メールによる副本の交付は、紙媒体による副本の交付と同等の効力を有する。各当事者は、電子署名システムを利用して本契約に署名することができる。当該システムの利用を選択した当事者

は、当該当事者を代表して注文書に署名する者が、当該システムによって当該当事者を拘束する必要な権限を有することを保証する。電子署名を行うことにより、署名者は当事者を拘束する意思があることを認識し、同意する。電子署名は、有効な署名であり、署名者が文書の原本に署名したものと解釈される（同等の証拠力を有する）。

- 16.14 紛争が通知された場合、各当事者は、本契約に関連して生じる紛争を解決するために、誠実にあらゆる合理的な努力をする上級意思決定者を任命する。紛争の通知から 14 日以内に当該上級意思決定者により問題が解決されない場合、各当事者は、16 条に従い法的手続を講じることができる。本項の規定は、当事者が、時効による請求権の消滅を避けるために合理的に必要な場合、裁判所において差止請求をし、又は法的手続を開始することを妨害又は制限しない。
- 16.15 顧客は、米国商務省、米国財務省外国資産管理局又はその他の米国若しくはその他の国の機関又は当局の全ての適用される輸出関連法令、制限及び規制を遵守し、当該法令、制限又は規制に違反して輸出をするために本ソリューションを利用し、又は輸出又は再輸出を許可してはならない。顧客は、Xplor に対して、制限された当事者でないこと、制限された国に所在せず、制限された国の国民若しくは居住者でなく、その支配下でないことを表明保証し、その他適用される全ての輸出管理法令を遵守することを表明保証する。顧客が米国外に居住している場合、上記に加え、現地の法域における関連する輸出管理法令を遵守する。
- 16.16 本ソリューションは、連邦規則集 48 編第 2.101 条に定める「商用品目（commercial item）」であり、連邦規則集第 48 編 12.212 条に用いられる「商用コンピュータソフトウェア（commercial computer software）」及び「商用コンピュータソフトウェアマニュアル（commercial computer software documentation）」により構成される。連邦規則集 48 編 12.212 条及び連邦規則集 48 編 227.7202-1 条から 227.7202-4 条に従い、本ソリューションは、米国政府のエンドユーザーに対し、同規則に定める権利のみを許諾する。
- 16.17 本契約及び本契約又は両当事者の関係（本契約の交渉、締結、履行又は違反に起因又は関連するものを含むがこれらに限定されない）に基づき、起因し、又は関連する請求若しくは防御は、債権、不法行為、法令、衡平法又はその他を問わず、法の抵触に関する法律の規定を排除し、日本法に準拠し、日本法に従って執行される。両当事者は、本契約に起因する又は本契約の締結に関連する訴訟を友好的に解決するために最善の努力を払うことに合意する。30 日を経過しても両当事者が紛争の解決に至らない場合、当該紛争は取消不能の形で、東京地方裁判所の管轄に服する。

- 16.18 13条3項1号に基づく当事者の義務に影響を与えることなく、各当事者は、本契約に基づき当事者が有する可能性のある請求について、それを主張する当事者がその請求の原因を最初に知った時又は合理的に知るべきであった時から6か月以内に相手方当事者に通知することに同意する。当該請求に関連する送達、当該期間内に行われない場合、当該請求は消滅する。
- 16.19 顧客は、サービス、ソフトウェア、その他の Xplor の技術及びその派生物が、米国の輸出管理及び経済制裁の制限、法令及び規制の対象となる可能性があることを認識する。顧客は、本契約に関連する全ての利用、輸出、輸入について、当該制限、法令及び規制を遵守することに同意する。顧客は、禁輸措置の取られた国若しくは地域、テロ支援国若しくは地域、統合スクリーニングリスト (<https://www.trade.gov/consolidated-screening-list>) に掲載された者若しくは該当するとみなされる者又はその他の米国輸出関連法令に違反する者に向けて、本ソリューション、本サービス、コンテンツ、ソフトウェア、技術又は本サービスに関連するその他の資料の、直接的又は間接的なアクセス、利用、移転、輸入又はダウンロードをせず、関連会社、許可ユーザー、エンドユーザー又はその他の第三者にこれを許可してはならない。顧客は、顧客が米国政府の禁輸対象者リストに記載されていないことを表明する。
- 16.20 本サービスのソフトウェアは、商用コンピュータソフトウェアである。顧客又は本サービスのライセンサーが米国政府の機関、部署又はその他の団体である場合、あらゆる種類の関連文書（本サービス又は技術データ及びマニュアルを含む）の利用、複製、複写、公開、変更、開示又は譲渡は、民間目的の場合は連邦調達規則第 12.212 条、軍事目的の場合は防衛連邦調達規則補足第 227.7202 条に従い、ライセンス契約又は本契約の条項によって制限される。本ソフトウェア及び本サービスは、その全額が私費で開発されたものである。それ以外の全ての利用は、禁止される。顧客は、関連会社又はエンドユーザーが、米国政府以外の政府の官憲、機関、部署又はその他の団体である場合、Xplor にその旨を通知する。
- 16.21 本ソフトウェアは、「オープンソース」ソフトウェアライセンス（以下「**オープンソースソフトウェア**」という）の条件に従うコンポーネントを含み、又はコンポーネントとともに提供される場合がある。オープンソースソフトウェアは、本ソリューションに添付された文書で特定される場合があり、また、Xplor は、顧客の書面による要求に応じ、ソフトウェアの特定のバージョンのオープンソースソフトウェアのリストを提供する場合がある。オープンソースソフトウェアに付随するライセンスによって要求される範囲において、当該ライセンスの条項（ソースコードへのアクセス、

修正又はリバースエンジニアリングに関する条項を含むがこれに限定されない）は、当該オープンソースソフトウェアに関してのみ、本契約の条項に代わり適用される。